

・ポンプ施設等排水設備助成要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、処理区域内の私道又は宅地において、汚水の排除を行うとする者に対して、その費用の一部を助成することにより、水洗化の普及を図り、生活環境の向上及び公共用水域の水質汚濁防止に資するものとする。

(定 義)

第2条 この要綱の対象となる地区は、地形上ポンプ施設等の排水設備を設置しなければ汚水を公共下水道に排除することができない地区で、市長が認める箇所とする。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、下水道法（昭和33年法律第79号）及び神戸市下水道条例（昭和50年10月条例第40号）において使用する用語の例による。

(助成の対象)

第3条 この要綱による助成の対象となる排水設備工事（以下「ポンプ施設等排水設備工事」という。）は、次の各号に掲げるもので、市が公共下水道として設置するものを除く。

- (1) ポンプ施設 圧送管、汚水槽、ポンプ設備、制御盤及びこれに附帯する一切の工事。
- (2) 共同排水管きよ 2戸以上共同で使用する排水管きよで相当距離のあるもの。

(助成の要件)

第4条 助成の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ポンプ施設等排水設備工事を排水設備工事と同時にを行い、新たに公共下水道に接続することが明らかであること。
- (2) ポンプ施設等の設置に要する用地を所有し、または用地の使用に関し、所有者、地上権者その他の利害関係者の承諾を得られていること。
- (3) ポンプ施設等排水設備工事をしようとする者は、当該ポンプ施設等の維持及び管理を行うこと。ただし、共同でポンプ施設等を設置する場合は、全戸で構成する当該設備の維持及び管理のための組織を確立していることが明らかであること。
- (4) 当該ポンプ施設等排水設備工事は、下水道法、下水道法施行令、下水道条例及び下水道条例施行規則並びに別に定めるポンプ施設設置基準により施工するものであること。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号により決定するものとする。

- (1) ポンプ施設等排水設備工事に要する費用のうち、市長が認めた額とする。
- (2) 共同排水管きよの工事に要する費用のうち、建物1戸あたり5万円を超える場合に、1戸あたり5万円を超える部分の3分の2に相当する額とする。この場合において1戸あたりの額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下『申請者』という。）は、ポンプ施設等排水設備助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名簿及び委任状
- (2) ポンプ施設等排水設備工事の位置図及び土地の所有者別区画図
- (3) ポンプ施設等排水設備工事の設計書及び工事費内訳書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、下水道条例第3条第1項に規定する排水設備の新設等の計画についての確認の申請とあわせて行わなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は前条の規定による申請があったときは、交付申請書及び添付書類を審査のうえ、助成金の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により助成金を交付することに決定したときは、ポンプ施設等排水設備助成金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことに決定したときは、ポンプ施設等排水設備助成金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 市長は、必要と認めるときは交付の決定に条件を付することができる。

(工事の施行等)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定通知書を受けたときは、申請者は遅滞なく、市長が適当と認める者により当該ポンプ施設等排水設備工事を行わなければならない。

(工事変更等の届出)

第9条 申請者は、助成金交付の決定後当該ポンプ施設等排水設備工事を変更(軽微な変更を除く。)し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(工事の完成検査)

第10条 申請者は、当該ポンプ施設等排水設備工事が完了したときは、速やかに排水設備工事完成届及び工事費内訳書(様式第7号)を市長に提出しその検査を受けなければならない。

(助成金の交付)

第11条 助成金は、前条の規定による検査に合格した後、申請者の請求により交付するものとする。

(助成金交付決定の取消)

第12条 市長は、交付申請者が次の各号の一に該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な方法により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する助成の要件を充たさなくなったとき。
- (3) 第7条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (4) その他交付申請者において、この要綱の趣旨に違反する行為があったと市長が認めるとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずる。

(排水設備の維持管理)

第14条 この要綱により設置した排水設備の維持管理は、申請者が行うものとする。

(申請書等の様式)

第15条 第6条に定める申請書その他の様式は、次の各号の定めるところによる。

- (1) ポンプ施設等排水設備助成金交付申請書 (様式第1号)
- (2) ポンプ施設等排水設備助成金交付決定通知書 (様式第2号)
- (3) ポンプ施設等排水設備助成金不交付決定通知書 (様式第3号)
- (4) ポンプ施設等排水設備工事完成届 (様式第4号)
- (5) ポンプ施設等排水設備助成金確定通知書 (様式第5号)
- (6) ポンプ施設等排水設備助成金交付請求書 (様式第6号)
- (7) 工事費内訳書 (様式第7号)

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 下水道整備困難地区排水設備助成要綱(昭和55年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

□

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。